

後見センターだより（第31回）

1 はじめに

令和4年3月25日、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期計画」という。）が閣議決定されました。第二期計画では、「尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」の一つとして、「家庭裁判所による適切な後見人等¹の選任・交代の推進」を掲げていることから、家庭裁判所では、引き続き、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じて柔軟に後見人等の交代や追加選任を行うために種々の取組を進めていくことになります。

そこで、今回は、後見センターにおいて、本連載を含めて取り上げる機会に乏しかったテーマである「後見人等の…交代」につき、上記取組を進める上で連携することが不可欠な皆様に向けて、その実情や留意点等を紹介します。

2 後見人等の交代の実情

（1）後見人等を交代する場合の手続～辞任・選任～²

後見人等が交代するということは、法的には、従前の後見人等が辞任し、新たな後見人等が選任されることを意味します。

そもそも後見人等には、本人保護の見地から、後見等の事務の適任者と認められる者を選任しています（民法843条4項、876条の2第2項、876条の7第2項参照）。そのため、後見人等の辞任は、「正当な事由」がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得てすることができるにとどまりますし（同法844条、876条の2第2項、876条の7第2項）、実務上は、辞任許可の申立てと同時に辞任する後見人等に後任の選任申立てを行ってもらうなどして（民法845条参

¹ 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。なお、他の用語法についても、特に断らない限り、第二期計画に依る。

² 本連載第15回も併せて参考されたい。

照)、後見等の事務に空白が生じないよう配慮しています。

また、後見人等を(新たに)選任するに当たっては、本人の陳述聴取が手続要件とされており(家事事件手続法120条1項3号、130条1項5号、139条1項4号参照)、成年後見制度の基本理念の一つである自己決定権の尊重が、手続上も担保されています。⁵

(2) 後見人等の交代の実情

ア 後見センターにおいて、正確な数値を把握しているわけではありませんが、後見人等の交代が問題となるケースは、時々あります。実情としては、次のようなケースが見られます。

- ① 親族後見人等が、老齢や疾病によって後見等の事務の円滑な遂行が困難になったことを理由に、他の親族への交代を希望するケース
- ② 親族後見人等が、不適切な後見等の事務あるいは不正行為を行ったことや、親族後見人等では対応することが困難な専門的な課題が発生したことを契機として、専門職後見人等への交代が必要なケース
- ③ 専門職後見人等が、後見等の事務の課題(本人に関する訴訟や環境調整、支援商品³の利用等)を解決したことを契機として、親族や市民後見人への交代を検討すべきケース

イ 上記ケースのうち、②については、本人に困難な課題(財産的被害の回復、虐待に対する環境調整等)が生じているため、①であれば他の親族が候補者となり得るような場合とは異なり、課題解決に向けて専門職が後見人等に就任する必要性が高い類型です。²⁰

また、③については、後見センターでは「リレー」と呼ぶことがあります。例えば、後見開始時において、支援商品の利用を検討すべき事案については、(主に親族の成年後見人)候補者の意向を確認した上で、最初は専門職後見人

³ 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金をいう。

に就任してもらい、支援商品の利用に至った上で当該候補者に引き継いでもらうことがあります⁴。また、市長申立ての事案で、市民後見人への交代を見据え、最初は専門職後見人等に不動産売却や環境調整等を行ってもらい、本人の財産状況や生活が安定した時期に市民後見人に引き継いでもらうこともあります⁵。

5

3 後見人等の交代の留意点等

(1) 後見人等の交代の困難性

第二期計画の下、成年後見制度を利用者がメリットを一層実感できる制度とするためには、本人のニーズ、課題の内容やその専門性の程度、不正防止の必要性等を十分に考慮した上で、ふさわしい親族等がいる場合には、その者を後見人等に選任するのが望ましいと考えられますが、この考え方自体はこれまでと何ら変わるものではありません。

しかしながら、加速する少子高齢化や単独世帯の高齢者の増加といった社会情勢の下、成年後見制度の利用者数は年々増加しており、本人にとって後見人等にふさわしい親族が身近にいないことも少なくありません。また、前記2(2)ア②③のように、困難な課題を抱えてしまった本人にとって、専門職が後見人等となって専門性を発揮すべき場面は更に増えるものと思われますが、家庭裁判所として、専門職の限られた給源を真に必要な事案のために確保し有効活用することに難渋することもありますし、専門職後見人等がその専門性を発揮す

⁴ 後見センターでは、令和4年2月から総合支援型後見監督人の制度の運用を開始したところである（本連載第28回から第30回参照）。この運用の下では、後見開始当初から親族後見人が就任し、一定期間、専門職の総合支援型後見監督人が関与するため、支援商品の利用を目的とした後見人の交代は問題とならない。

⁵ 大阪市では、平成20年以来市民後見人選任を開始していたところ（養成事業自体は平成18年度に開始している。）、市民後見人候補者の活用拡大のためにリレー方式の構想が浮上し、平成29年7月から同方式が実施されるに至った。現在、大阪市のほか、大阪府、堺市でも同様のリレー方式の仕組みがあり、自治体と専門職団体とで構成される合議体（自治体によって会議の名称は異なる。）が受任調整や候補者推薦を行っている。

べき適切な場面や時期を誤りなく把握することができているのかといった課題ないし疑問もないではありません。

5 このように、後見人等の交代について困難な実情や課題も少なくないものといえますが、このような現状は改善されるべきものといえましょう。そこで、後見センターとしては、第二期計画の趣旨や内容を漸進的に実現するためにも、後見人等の交代の可否を検討するに当たっては、特に開始から間がない時点において、家庭裁判所と後見人等との間で、本人が抱える課題の内容、解決の方向性及び解決が見込まれる時期(すなわち、後見人等の交代を検討すべき時期)等に関する認識を共有することが重要であり、専門職後見人等においては、必要とする事案・時期に集中してその専門性を發揮していくこと⁶がより一層求め10 られているのではないかと考えているところです。

すなわち、家庭裁判所も、専門職後見人等も、これまで以上に、後見人等の交代の可能性や課題解決の時期を意識した視点が必要であるといえるでしょう。

(2) 後見人等の交代の留意点

15 前記(1)でも述べたとおり、後見人等の交代については、現状において短期的には解決困難なあい路があることも事実ですが⁷、後見センターとしては、そのことを認識しつつも、事案によって運用上の工夫を行っているところです。また、後見センターとして、実現可能性を考慮しながら取組を進めるに当たり、専門職後見人等に留意していただきたい点もあります。そこで、以下、具体例

6 専門職の後見監督人が本人の課題等を把握し、親族後見人が一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力を身に付けられるよう、短期集中的に、積極的・能動的な支援を行うという総合支援型後見監督人の制度は、後見人等の交代そのものではないが、まさにこの重要性を正面から捉えたものであり、第二期計画の趣旨に沿うものであるといえる。

7 なお、第二期計画は、適切な後見人等の交代に関連する取組として、「担い手の確保・育成等の推進」(優先して取り組む事項)のほか、「後見人等に関する苦情等への適切な対応」や「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」にも言及している。

を挙げて紹介します。

ア 親族後見人等の事務に問題があるケース

5

このような場合、家庭裁判所は、事案によっては職権により、直ちに解任事件を立件した上で、職務執行停止及び職務代行者選任の保全処分を行うこともあります（家事事件手続法127条、135条、144条参照）。

10

もっとも、問題の内容や程度によっては、当該親族後見人等が辞任（場合によっては解任）するまでの間、あるいは辞任・解任に至らないまでも問題が解消するまでの間、専門職後見人等を追加で選任した上で権限を分掌することもあります（民法843条3項、859条の2、876条の2第2項、876条の5第2項、876条の7第2項、876条の10第1項参照。多くの事案では、親族後見人に財産管理事務を行わせないような分掌を行う。）。これは、事務の空白が生じることを避けるとともに、本人に生じた課題に関する情報を、専門職後見人等と家庭裁判所がより確実に把握することを目的とするものです⁸。

15

このほか、専門職をスポット的に活用するものとして、課題解決（一定期間経過）後に辞任してもらう可能性があることを前提とし、専門職団体に推薦を依頼する際にその旨を伝えた上で、推薦を受けて就任を承諾した当該専門職を後見人等又は監督人として選任することもあります⁹。

8 リレーの一種として、テイクオーバーゾーンを設けていることと同じである。

9 例えば、次のような例がある。

- ・本人（母）の子が成年後見人に就任したところ、同居の父が体調を崩してしまい、精神的・肉体的な負担から、初回財産目録等の作成や（家族を含めた）環境調整について新たな課題が生じたため、専門職後見人を追加選任した例。
- ・本人の財産も親族後見人の財産も極めて僅少であり、本人も親族後見人も福祉的な支援を受けていなかったため、受け得る福祉的な支援を受けて生活の立て直しを図るために専門職後見人を追加選任した例。
- ・本人の居所をめぐって本人の意向と親族後見人の意向とが対立したため、本人の意思決定支援を行いつつ親族後見人との関係を調整するために専門職後見人を追加選任した例。

イ 親族や市民後見人へのリレーを予定しているケース

後見等の開始当初、専門職が後見人等に就任している事案の中には、当該専門職に当初想定している課題に対応してもらった後に、親族や市民後見人にリレーすることを予定しているものもあります（前記2(2)ア③）。

5 このような場合、リレー（前走者）を担当する専門職後見人等においては、できる限り速やかに、かつ、引継後の事務の負担が少ない方向性で課題を解決することが望まれます¹⁰。

また、第二期計画の下、今後は、「福祉・行政・法律専門職など多様な主体」が連携する仕組み（地域連携ネットワーク）が整備・拡充されていくものと10考えられます。このような事情も考慮すれば、課題解決に対するアプローチについては、専門職が後見人等として一手に引き受けるという選択肢以外に、親族や市民後見人が適切な相談窓口や支援機関、専門職を活用するといった選択肢¹¹も十分検討する余地があると考えられます。

今後、後見センターとしては、専門職後見人等に対し、このような考え方15に基づき、親族や市民後見人へのリレーを前提とした辞任が可能か否か、その時期はいつ頃になるかといった検討を求める機会が、これまで以上に増えるものと思われます。専門職後見人等には、是非前向きに後見人等の交代の可否を検討していただきたいところです。

20 4 終わりに

第二期計画は、家庭裁判所に対し、適切な後見人等の選任・交代の推進につい

¹⁰ 例えば、本人の債務について分割払とする旨の和解をして支払の実績を作つておく場合のように、必ずしも課題を完全に解決することを意味しない。

¹¹ 例えば、将来的に高齢の親族の介護や相続が問題となる事案では、課題未解決あるいは潜在的な課題があるという評価があり得るかもしれないが、リレー後の親族や市民後見人が、当該事態が生じた場合にどこに働きかけ、あるいは相談すれば良いのかを理解しているのであれば、後見等の事務の遂行上の支障はないという評価も十分に可能であろう。

て引き続きの努力や方策の検討を期待するとしています。

後見センターとしては、第二期計画の趣旨や内容に鑑み、引き続き本人にとつて適切な後見人等の交代について運用の工夫や議論の積み重ねが必要であると考えています。そのためには、後見人等の担い手である専門職団体や本人の権利擁護支援に取り組む自治体との連携が不可欠であることはいうまでもありません。

また、現に成年後見制度を利用し、あるいは利用しようとしている本人に対し、引き続き必要かつ十分な支援を着実に行うという観点からも、専門職後見人等にはその専門性を発揮するにふさわしい場面において十二分に活躍していただき（そして、その活躍を家庭裁判所も的確に評価し）、非専門職の後見人等との合理的な役割分担を実現することが、今後の後見等の実務における重要なテーマとなると思われます。

成年後見制度の利用促進に向けた取組を一層推進していくことにつき、御理解・御協力をよろしくお願ひいたします。

以上